

平成29年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第4号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成29年7月5日
- 損害賠償額 4万2,628円
- 概要 平成29年4月8日港区芝浦四丁目15番先の都道日本橋芝浦大森線道路上において、清掃車が急停止した小型貨物自動車に追突し、当該車両の運転者を負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

区長報告第5号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成29年7月5日
- 損害賠償額 42万1,727円
- 概要 平成29年4月8日港区芝浦四丁目15番先の都道日本橋芝浦大森線道路上において、清掃車が急停止した小型貨物自動車に追突し、当該車両を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

議案第45号

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（新規）

本案は、条例等に基づく申請その他の行政手続等について、情報通信の技術を利用して行うことを可能とすることを目的として必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- (1) 他の条例等の規定により書面で行うこととしている行政手続等について、この条例の規定により情報通信の技術を利用して行うことができることとします。
- (2) 情報通信の技術の利用に係る情報システムの整備等について区の努力義務を定めます。
- (3) 行政手続等に係る情報通信の技術の利用に関する状況について公表することを定めます。
- (4) 港区行政手続条例の規定を改めます。

○ 施行期日 区規則で定める日

議案第 4 6 号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) 区民税に係る上場株式等の配当所得等について、納税者が申告することで所得税の課税方式と異なる課税方式を選択できることとします。
- (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 2 年 6 か月延長します。
 - ・平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで → 平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長します。
 - ・平成 3 0 年度分まで → 平成 3 3 年度分まで
- (4) 軽自動車を新規取得した場合にその燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽課する特例の適用期限を 2 年延長します。
 - ・平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで → 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年延長します。
 - ・平成 2 9 年度分まで → 平成 3 2 年度分まで
- (6) その他規定の整備

○ 施行期日 (1) から (5) まで 公布の日

(6) 平成 3 1 年 1 月 1 日

議案第 47 号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「公営住宅法」の一部改正に伴い、認知症患者等に係る収入申告義務を緩和するほか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正により、住宅確保要配慮者の定義が明確化されたことを踏まえ、特に居住の安定を図る必要がある子育て世帯に係る子供の年齢を引き上げるものです。

○ 内 容

- (1) 区営住宅の利用者が認知症患者等である場合において、所得に関する報告を行うことが困難であると区長が認めるときは、職権調査により所得を把握できることとします。
- (2) 入居収入基準の特例の対象となる子育て世帯に係る子供の年齢を引き上げます。

・ 小学校就学の始期に達するまでの者

→ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

- 施行期日 公布の日。ただし、(2)については、平成29年11月1日

議案第 48 号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

本案は、大平台みなと荘の利用料金の対象区分を変更するものです。

○ 内 容

- (1) 子供の料金区分の名称を改めます。
 - ・ 小人料金 → 子供料金
- (2) 子供料金の対象を4歳以上12歳未満から4歳以上小学生以下にするとともに、中学生以上は大人料金の対象とします。

- 施行期日 平成30年1月1日（同年4月1日以後の利用分について適用）

議案第 49 号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

本案は、公の施設の子供料金を統一するため、いきいきプラザの個人利用の使用料を改定するものです。

- 内 容 いきいきプラザ（青山いきいきプラザを除きます。）のトレーニングルーム等の子供料金を100円とします。
- 施行期日 平成29年12月1日

議案第50号

港区立生活寮条例を廃止する条例

本案は、生活寮フレンドホーム高浜を廃止するため、条例を廃止するものです。

- 施行期日 平成30年3月1日

議案第51号

港区立公衆浴場条例の一部を改正する条例

本案は、利用者サービスの充実を図るため、公衆浴場ふれあいの湯の利用時間を拡大するものです。

- 内 容 日曜日及び祝日の利用時間を拡大します。
 - ・午後3時から午後11時まで
 - 午後2時から午後11時まで
- 施行期日 平成29年12月1日

議案第52号

港区立学校施設等使用条例及び港区立運動場条例の一部を改正する条例

本案は、公の施設の子供料金を統一するため、学校施設等の個人利用の使用料及び運動場の個人利用の利用料金の上限額を改定するものです。

- 内 容 学校の屋内プール及び芝公園多目的運動場のプールの子供料金を100円とします。
- 施行期日 平成29年12月1日

議案第 5 3 号

平成 2 9 年度港区一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度港区介護保険会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 5 号

平成 2 8 年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第 5 6 号

平成 2 8 年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第 5 7 号

平成 2 8 年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第 5 8 号

平成 2 8 年度港区介護保険会計歳入歳出決算

議案第 5 9 号

物品の購入について（デジタルサイネージ用機器）

本案は、障害保健福祉センターほか 9 か所に設置するため、デジタルサイネージ用機器を購入するものです。

○ 内 容

- | | | |
|-----------------|-----------------------------|-------|
| （1）購入の目的 | デジタルサイネージを活用した情報発信手段の
拡充 | |
| （2）購入品目及び
数量 | 液晶ディスプレイ | 1 0 台 |
| | 電子ペーパーディスプレイ | 1 0 台 |
| | セットトップボックス | 2 0 台 |
| | テレビチューナー | 1 0 台 |
| | スイッチ | 1 0 台 |
| | 無停電電源装置 | 9 台 |
| | 機器格納用キャビネット | 1 0 台 |
| （3）購入予定価格 | 2, 1 2 8 万 1, 6 3 9 円 | |

- (4) 購入の相手方 中央区京橋一丁目1番1号八重洲ダイビル
株式会社アルファジャパン

議案第60号

指定管理者の指定について（港区立エコプラザ）

本案は、港区立エコプラザの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立エコプラザ
- (2) 指定管理者 千代田区神田神保町二丁目30番地株式会社小学
館集英社プロダクション内
港区エコみらいプロジェクト
(代表団体) 株式会社小学館集英社プロダクション
(構成団体) 大星ビル管理株式会社
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第61号

指定管理者の指定について（港区立たかはま保育園）

本案は、港区立たかはま保育園の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立たかはま保育園
- (2) 指定管理者 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社日本保育サービス
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

議案第62号

指定管理者の指定について（港区立港南子ども中高生プラザ）

本案は、港区立港南子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立港南子ども中高生プラザ

- (2) 指定管理者 墨田区東駒形四丁目6番2号一般財団法人本所賀川記念館内
本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体
(代表団体) 一般財団法人本所賀川記念館
(構成団体) 太平ビルサービス株式会社
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第63号

指定管理者の指定について（港区立がん在宅緩和ケア支援センター）

本案は、港区立がん在宅緩和ケア支援センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立がん在宅緩和ケア支援センター
- (2) 指定管理者 港区西新橋三丁目25番8号
学校法人慈恵大学
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで